

第 7 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成 2 5 年 6 月 2 7 日

定 例 会

平成25年第7回越谷市教育委員会会議録

招集年月日 平成25年6月27日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会6月27日 午後 1時30分
 閉会6月27日 午後 2時12分

出席委員

委 員 長	住 田 俊	委 員 長 職務代理者	櫻 田 玲 子
委 員	堀 川 智 子	委 員	進 藤 秀 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		
欠席委員	な し		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横 川 清	学校教育部長	会 田 研 司
教育総務部 参事兼 教育総務課長	鈴 木 宏 孝	学校教育部 副参事兼 学務課長	野 口 久 男
教育総務部 副部長兼 生涯学習課長	斉 藤 美 子	学校管理課長	中 山 佳 孝
教育総務部 副参事兼 図書館長	小 林 彰 博	指 導 課 長	五十畑 勝 己
スポーツ振興 課 長	植 田 春 夫	給 食 課 長	川 村 明
市民活動 支援課主幹 兼大相模 公民館長	細 矢 邦 男	指導課主幹兼 教育センター 所 長	大 西 久 雄
生涯学習課 主 幹	山 梨 一 弘	給食課主幹兼 第一学校給食 センター所長	坂 卷 眞 人
科学技術体験 センター所長	小 林 中 子	学校管理課 主 幹	田 上 利 弘
		指 導 課 主 幹	中 台 正 弘

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 主 幹	渋 谷 博 之
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決について	秘 密 会
	議 案	
	・第20号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	秘 密 会
	・第21号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第22号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について	原案可決
	・第23号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱について	原案可決
	・第24号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員の委嘱について	原案可決
	協議事項	
	・平成25年度越谷市教育功労者等表彰式の日程について	
	その他	
	・平成25年6月定例市議会について	
	・越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について	

◎開会の宣告

住田委員長 それでは、これより6月の定例教育委員会会議を開会いたします。

初めに、教育長報告の教育長専決第8号及び第20号議案については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 1時30分)

◎第21号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について

第22号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について

第23号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱について

第24号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員の委嘱について

住田委員長 それでは、議案の審議を続けます。

第21号議案から第24号議案につきましては、審議会等委員の委嘱案件でございますので、一括して説明を受けた後、各議案に対する質疑、討論を行います。

教育長の説明を求めます。

吉田教育長 各所管課長から説明いたします。

川村給食課長 それでは、第21号議案についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の9ページをお開きいただきたいと思います。第21号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について。越谷市学校給食運営委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。越谷市学校給食運営委員会委員、選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に申し上げます。なお、敬称は略させていただきます。

2号委員、厚見真智子、越谷市PTA連合会・平方中学校PTA会長、女、平成25年9月30日まで、新任。

2号委員、駒宮由希子、越谷市PTA連合会・荻島小学校PTA会長、女、平成25年9月30日まで、新任。

平成25年6月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成25年度の役職改選等に伴い、横田陽子氏及び山本完治氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

なお、10ページに越谷市学校給食運営委員会委員名簿(案)を掲載させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱についての説明とさせていただきます

す。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 学務課長。

野口学務課長 それでは、第22号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について説明させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、会議要項の11ページをお開きください。第22号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について。越谷市立小中学校学区審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。平成25年6月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成25年度の役職改選等に伴い、坂巻正士氏、齋藤陽氏及び毒島美重子氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

次に、委嘱を予定しております委員につきましては、中ほどの表をご覧ください。それでは、表に沿って、選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別について、順次ご説明させていただきます。その際、敬称については省略させていただきます。また、任期は前任者の残任期間となり、平成26年8月7日まででございます。

3号委員、疋野敏明、越谷市PTA連合会・大沢小学校PTA会長、男、新任。

3号委員、蒔田正昭、越谷市PTA連合会・西中学校PTA会長、男、新任。

4号委員、川又節子、桜井地区コミュニティ推進協議会、女、新任。

恐れ入りますが、会議要項の12ページをお開きください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた3名を加えた、平成25年6月27日現在の越谷市立小中学校学区審議会委員名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

斉藤生涯学習課長 それでは、第23号議案についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の13ページをお開きいただきたいと存じます。第23号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱について。越谷市生涯学習審議会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。平成25年6月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、新たに越谷市生涯学習審議会を設置することに伴い、委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。越谷市生涯学習審議会は、平成25年7月1日施行の越谷市生涯学習審議会条例により設置いたします。

委員の定数につきましては、同条例第3条により33人以内、任期は同条例第4条により2年とそれぞれ定めており、委員の任期を平成25年7月1日から平成27年6月30日までの2年間として委嘱するものでございます。

委員の構成でございますが、同条例第3条第2項に基づき、1号委員が社会教育関係者、2号委員が幼児教育・子育て支援関係者、3号委員が学校教育関係者、4号委員が学識経験者、5号委員が公募による市民でございます。

次に、恐れ入りますが、15ページをお開きください。委員名簿といたしまして、選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に掲載しております。

それでは、順次読み上げさせていただきます。なお、選出母体・役職等、性別、任期及び敬称につきましては省略させていただきます。委員名簿をご参照賜りたいと存じます。

初めに、1号委員の社会教育関係者でございますが、入澤美津枝、矢野君江、五味田真紀子、鈴木生二、伊藤幹夫、三田礪三、石崎一宏、渡辺征男、小島秀公、島村久孝、志賀勝好、豊田正、深井晃、手塚二千男、荒井利浩、飯島孝子、須藤益勝、山下ヨシ子、三勢優紀子の計19名でございます。

次に、2号委員の幼児教育・子育て支援関係者でございますが、植竹初江、松本末枝子の計2名でございます。

次に、3号委員の学校教育関係者でございますが、荒井一郎、鈴木秀希、小林一郎の計3名でございます。

次に、4号委員の学識経験者でございますが、鈴木幸子、二宮雅也の計2名でございます。

最後に、5号委員の公募による市民でございますが、岩坂守、川戸満夫、久保田厚子、坂田庸子、田井玲子、田中茂夫、藤本健創の計7名でございます。

以上33名の委員構成でございますが、男性が21名、女性が12名で、女性の比率は36.4%となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、第24号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。会議要項の17ページをお開きいただきたいと思います。

第24号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員の委嘱について。越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。平成25年6月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員が平成25年6月30日をもって任期満了となることから、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会は、越谷市立あだたら高原少年自然の家条例により設置されておりまして、委員の定数につきましては、同条例第4条第2項により10人以内、任期は同条例第4条第3項により2年とそれぞれ定められており、委員の任期を平成25年7月1日から平成27年6月30日までの2年間として委嘱するものでございます。

委員の構成でございますが、同条例第4条第2項に基づき、1号委員が小学校及び中学校の代表者、2号委員が社会教育関係団体の代表者、3号委員が学識経験者でございます。

次に、恐れ入りますが、19ページをお開きください。委員名簿として、選出区分、氏名、選出

母体・役職等、性別、任期の順に掲載しております。

それでは、順次読み上げさせていただきます。なお、選出母体・役職等、性別、任期及び敬称につきましては、省略させていただきます。委員名簿をご参照賜りたいと存じます。

初めに、1号委員の小学校及び中学校の代表者でございますが、内田文雄、片平秀徳、鈴木秀希の計3名でございます。

次に、2号委員の社会教育関係団体の代表者でございますが、那花和子、疋野敏明、井橋潤、菊池節夫、星野美江、板谷勝の計6名でございます。

最後に、3号委員の学識経験者でございますが、高井和夫の1名でございます。

以上10名の委員構成でございますが、男性が8名、女性が2名で、女性の比率は20%となっております。また、新任の方は6名、再任の方は4名でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 これより各議案に対する質疑、討論を行います。

初めに、第21号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第21号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第22号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第22号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第23号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第23号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第24号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

進藤委員 この運営委員会委員の委嘱についてではなく、あだたら高原少年自然の家についてですが、例の原発事故の影響で林間学校などでは利用しなくなったということですが、現状はどうなっているのでしょうか。

住田委員長 生涯学習課長。

斉藤生涯学習課長 原発事故以来、23年度から小中学校の林間学校、スキー教室等は中止し、利用は見送らせていただいているところでございます。今年度につきましてはまだ検討中でございます、利用等についてはまだ結論が出ておりません。

以上でございます。

進藤委員 ありがとうございます。

住田委員長 どうぞ。

櫻田委員長職務代理者 同じくあだたら高原少年自然の家についてですが、うちの息子も今年林間学校で、県立の大滝げんきプラザに行くことになりました。先生方のご努力で、各学校でいろんなところへ行く計画を立てていただいております。おかげさまで通常どおりの値段で行くことができ、ありがたいなと思っております。ただ、保護者の皆さんは、今回の林間学校は、「あだたらのかわりに行く場所なのだ」というふうに、越谷住民のあだたらに対する定着度と、思いは常日ごろ感じております。夏同じように林間学校に行くほかの学校で、値段が全然違う学校もあります。学校によっては、8,000円ぐらい違ってきます。あだたらは、普通のところとは値段が違うなと感じております。

保護者の方から「あだたらはそろそろ大丈夫かと思うのですが、どうなのですか」とよく聞かれたりします。「あだたらにそろそろ行きたい」という気持ちを持っていらっしゃる保護者の方もたくさんいらっしゃるのも事実ですし、そうでもない気持ちの方もいらっしゃるかと思います。

「アイデアの一つとして、例えば2年生、3年生、4年生の保護者の方にアンケートをしてみるとか、そういうのも判断の一つとしてみるのもいかがかなと思っております。

住田委員長 この議案は、委員の委嘱についてですので、もうこの辺でよろしいですか。

櫻田委員長職務代理者 はい、わかりました。

住田委員長 それから、余計なことで、大したことないといえば大したことないのですけれども、学区の審議会だとか、そういうところはみんな名簿は（案）で出ていますけれども、生涯学習審議会委員、それからあだたらの委員もそうなのですけれども、（案）がついていないのですよね。これはどのように考えればいいのですか。

鈴木教育総務課長 資料のつくり方のお尋ねかと思います。こちら（案）がついているほうは参考ということで、決定の後にはこのような形になりますということにつけさせていただいております。

す。今回、生涯学習審議会委員の委嘱については、全員改選ということ、あともう一つあたら高原少年自然の家運営委員会の委嘱についても同様ですが、議案の一部ということで、全員の名簿については、(案)はなしで掲載させていただいております。よろしくお願いいたします。

住田委員長 どうもありがとうございました。

これより第24号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎平成25年度越谷市教育功労者等表彰式の日程について

住田委員長 続きまして、協議事項に入ります。

平成25年度越谷市教育功労者等表彰式の日程について、教育長の説明を求めます。

吉田教育長 教育総務課長。

鈴木教育総務課長 それでは、平成25年度越谷市教育功労者等表彰式の日程についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の21ページをお開きください。この資料において、(1)の日程及び(2)の場所の欄がいずれも空欄となっております。恐縮でございますが、事務局案をお示いたしますので、ご協議をいただきたいと存じます。

まず、日程につきましては、平成25年11月5日、火曜日、午後3時30分からを予定しております。一昨年までは6月末に開催をしておりましたが、平成24年度は、被表彰者の方々がより参加しやすいよう、気候のよい秋に日程を変更し、10月25日に開催いたしました。この結果、出席率は上昇いたしました。今年度も引き続き、気候のよい秋に開催したいと考えております。

次に、場所につきましては、例年どおり越谷コミュニティセンター「桐の間」を予定しております。

また、(3)の表に、過去10年間の開催状況を記載いたしましたので、ご参照いただきたいと存じます。

次に、表彰式の実施内容等でございますが、平成24年度と同様に、被表彰者の方への感謝の気持ちをより強く伝えることができるよう、表彰状を代表者の方だけではなく、お一人お一人に手渡すとともに、表彰式に花を添えることができるよう、表彰式終了後、懇親会の前にアトラクションを取り入れることで調整をしているところでございます。

なお、被表彰候補者につきましては、各小中学校をはじめ、各種団体からご推薦いただき、越谷市教育委員会表彰規程及び越谷市教育功労者等表彰実施要領に基づき、取りまとめを行った上で後日改めて事務局案として提案をさせていただきます。

また、「児童生徒で、他の模範となるもの」の表彰につきましては、この表彰式ではなく、年度末に各学校において修了式等で行う予定でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 ただいま事務局より日程等の説明がございました。これより協議に入ります。ご意見等ございましたらお願いいたします。

堀川委員 昨年から優秀教職員ということで、県以外にも越谷市で表彰ということを始めと思いますが、現場の校長先生や先生方の反応といたしますか、何か声とかご意見、感想とか、もし聞えてきたものがあれば教えていただきたいと思います。

吉田教育長 教育総務課長。

鈴木教育総務課長 今のところ特にご意見はいただいておりません。

堀川委員 わかりました。表彰式のときにでもお聞きしてみます。ありがとうございました。

住田委員長 他に何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 それでは、事務局案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

◎その他

住田委員長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

平成25年6月定例市議会について、教育長の報告を求めます。

吉田教育長 教育総務部長。

横川教育総務部長 それでは、6月定例市議会の概要につきましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の23ページ、24ページをご覧くださいと存じます。まず、会期日程でございますが、6月3日から6月19日までの17日間にわたりまして、6月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、資料の25ページをご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、越谷市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について及び平成25年度越谷市一般会計補正予算（第2号）についての2件が上程され、それぞれ原案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の一般質問でございますが、会期日程でございますように、6月6日、7日、10日及び11日の4日間にわたりまして市政に対する一般質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の25ページから26ページのとおり、6人の議員の方からそれぞれの立場でご質問がございました。

また、6月13日に開かれました教育・環境経済常任委員会における質問事項等は、会議要項の26ページのとおりでございます。

一般質問の内容等につきましては、大変恐縮でございますけれども、会議要項をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

報告につきましては以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局の報告に対しまして、ご質問等ございますでしょうか。

進藤委員。

進藤委員 26ページの教育行政についての質問の中に、ハラスメント対策ということが書いてあるのですが、一般的にこのハラスメントというのは、職場でいろいろ問題になると思いますが、特に教育行政と限定した場合、何か特別なというか、特に問題になっているハラスメントってあるのでしょうか、教えてください。

吉田教育長 学務課長。

野口学務課長 特に教育行政について他と違って問題になっているということはございませんけれども、この質問の趣旨ですが、越谷市職員のハラスメントの防止に関する要綱が本年4月1日に施行されて、それでは市内の小中学校におけるハラスメントのそういった取り組みはどのようになっているのかということでご質問がございました。これから越谷市立小中学校職員のハラスメントの防止に関する要綱は、今後作成していく予定ですのでということで教育長のほうから答弁させていただいたものでございます。

以上でございます。

進藤委員 ありがとうございます。

住田委員長 他にどなたかございますでしょうか。

堀川委員 同じく26ページの教科書採択についての質問があったということで、この後勉強会で教科書採択についての研修をさせていただきますが、この浅井議員さんの質問の内容について教えていただきたいと思います。

吉田教育長 指導課長。

五十畑指導課長 大きく3点の趣旨で質問がありました。1点は、平成23年度に中学校の採択事務があったわけですが、そのときどのようにそれが行われていたのか。特に歴史の教科書、それから公民の教科書についてはということでお尋ねがありました。

さらに、大きく2点目としましては、教科書の展示会がどのように、どの場所ということでありましたので、今年度ではなく、そのときの平成23年度のお話をさせていただきました。近くでは三郷ということでお話をいたしました。

最後に、3点目、現在使用されている中学校で採択されている教科書の使用期間及び今後の採択の手順、予定ということでお尋ねがありましたので、次回の中学校の採択については、平成27年

度に行うということでお答えしたところです。大体概略としてはそのような形です。

以上です。

堀川委員 わかりました。ありがとうございました。

住田委員長 その他何かご質問ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、続きまして、越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、教育長の報告を求めます。

吉田教育長 教育総務課長。

鈴木教育総務課長 それでは、越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の27ページをお開きいただきたいと存じます。越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。平成25年6月3日、越谷市長。

次に、会議要項の28ページをお開きいただきたいと存じます。越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示。越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

さらに、お手元の左上に「資料」と書いてございますが、資料の新旧対照表をご覧ください。越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に当たっては、毎年国庫補助基準の改正に準じ、本市交付要綱の改正等を行っております。

初めに、一番左側の列に示している階層区分についてでございますが、平成22年度の税制改正により、16歳未満の子どもについては、昨年度から住民税の扶養控除が廃止され、19歳未満の子どもについては扶養控除が減額されました。この影響により、補助金の算定に係る世帯については、課税額が増大すると想定されたことから、税制改正前の階層区分から移動が生じないような措置として、国庫補助基準では階層区分の基準となる税額が改正されました。

国庫補助基準における基準税額の決定に当たっては、保護者の年収から算定される市民税の課税額を根拠としております。平成24年度の国庫補助基準の改正では、従来の基準税額に子ども2人分の増税負担を上乗せすることで、課税額の増大に対して不均衡の解消が図られました。これは、対象世帯で扶養する子どもの人数にかかわらず、一律の基準税額を用いて階層区分を行うものですが、平成25年度の改正では、保護者世帯の扶養人数を考慮した基準税額が設定されました。これは扶養控除が廃止されたことで増大した税負担を個別に計算し、基準税額に組み入れたものです。本市でもこれに準じ、基準税額の改正を行っております。

次に、就園奨励費の補助限度額についてでございますが、国庫補助基準の改正で全体的な引き上げがなされたことから、市単独の補助を除くほとんどの階層区分において、1人当たりの補助

限度額を2,000円または3,000円増額しております。このほか例年人数の多い階層区分については7,000円または1万2,000円の増額と、特に手厚く増額しております。

なお、市単独の補助による階層区分についてでございますが、第3子以降の区分については、今年度より国庫補助対象に変更となりました。これにより、従来は6万円であった支給額が30万8,000円となり、補助による無償化の対象枠が一部拡大されたこととなります。

以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局の報告に対しましてご質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になければ、以上といたします。

続きまして、7月の定例教育委員会会議の日程でございますが、いかがいたしましょうか。

〔委員長に一任〕と答える者あり〕

住田委員長 それでは、次回の教育委員会会議は、7月25日木曜日午前10時から本教育委員会室で開催したいと存じます。

◎閉会の宣告

住田委員長 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

(午後 2時12分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

平成25年6月27日

委員長 住田 俊

委員 櫻田 玲子

委員 堀川 智子

委員 進藤 秀子

委員 吉田 茂
(教育長)

書記 教育総務課副主幹 渋谷 博之